

証券コード 7447
平成28年11月4日

株 主 各 位

東京都千代田区鍛冶町二丁目1番10号

ナガイレーベン株式会社

代表取締役社長 澤 登 一 郎

第67期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第67期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討下さいます。後述のご案内に従って平成28年11月24日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使して下さいようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|------------|----|---|
| 1. 日 | 時 | 平成28年11月25日（金曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 東京都千代田区鍛冶町二丁目1番10号
当社本社 3階会議室 |
| 3. 目 的 事 項 | | |
| 報 告 事 項 | 1. | 第67期（平成27年9月1日から平成28年8月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 |
| | 2. | 第67期（平成27年9月1日から平成28年8月31日まで）計算書類報告の件 |

決 議 事 項

- | | |
|-------|------------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第5号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件 |
| 第6号議案 | 監査等委員である取締役の報酬額設定の件 |
| 第7号議案 | 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件 |

4. 議決権の行使についてのご案内

(1)書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成28年11月24日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送下さい。

(2)インターネットによる議決権行使の場合

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<http://www.e-sokai.jp>）にアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、平成28年11月24日（木曜日）午後5時30分までに議案に対する賛否をご入力下さい。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、53頁の「インターネットによる議決権行使についてのご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

(3)議決権行使書面とインターネットによる方法とを重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものいたします。

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正すべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.nagaileben.co.jp>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(自 平成27年 9 月 1 日)  
(至 平成28年 8 月31 日)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、政府による経済対策や日本銀行による金融緩和政策の継続により、企業収益や雇用に改善がみられ、緩やかな回復基調で推移いたしました。一方、中国経済の減速、英国のEU離脱により不安定感が増した欧州、混迷する中東情勢など景気の先行きについては、不透明な状況で推移いたしました。

医療・介護業界におきましては、診療報酬の改定が今年4月に実施され、0.84%のマイナス改定となりました。社会保障費全体の伸びを抑制する観点から全体はマイナス改定とはなったものの、診療報酬本体部分は0.49%プラスと地域包括ケアシステムの構築に向けプラス改定されたことは評価されるところであります。

このような状況のもと、当社グループ（当社及び連結子会社）は、主力のヘルスケアウェア及びドクターウェアの堅調な増収に加え、患者ウェアが引き続き好調に推移、また西日本地域での拡販が貢献し、計画をクリアするとともに過去最高の売上高を達成いたしました。

生産に関しましては、原材料価格・加工賃の上昇は続く一方、円安は多少修正されたものの原価の上昇に歯止めがかからず、2月より商品の価格改定を一部行っております。また、海外生産シフト効果並びに新商品群の販売も好調に推移した結果、売上総利益率は改善し46.8%となりました。

営業外収支といたしましては、外貨預金等の為替差損70百万円を計上し、13百万円の損失となりました。

このような状況のもと、当期の連結売上高につきましては165億37百万円（前連結会計年度比2.4%増）、連結営業利益は49億50百万円（同2.9%増）、連結経常利益は49億37百万円（同3.0%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は32億62百万円（同1.1%増）を計上いたしました。

また、当社個別の業績につきましては、売上高は165億35百万円（前期比2.4%増）、営業利益は46億41百万円（同3.1%増）、経常利益は47億34百万円（同3.1%減）、当期純利益は31億67百万円（同0.9%増）を計上いたしました。

(注) 当社グループは、メディカルウェア等の製造・販売の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載は省略しております。

(2) 設備投資等の状況

当社グループが当連結会計年度に実施した設備投資は総額 1 億90百万円（無形固定資産を含む）で、その主なものは生産設備への投資等であります。

(3) 資金調達の状況

該当する事項はありません。

(4) 対処すべき課題

次期の見通しにつきましては、中国経済の減速、不安定な欧州と中東情勢の影響等により、国内経済の先行きの不透明感は継続するものと見られ、樂觀できない状況で推移するものと思われます。

当社グループといたしましては、各市場への高機能・高感性の付加価値新商品群の投入により市場活性化とともにシェアアップを図り、各地域ともに増収を計画、連続して過去最高の売上達成を目指してまいります。

生産に関しましては、国内の人手不足に対応すべく賃上げを実施し優良人材確保を行うことで、QR体制の強化と小ロット多品種生産への対応力の強化を図ってまいります。また引き続き海外への生産シフトの推進及びインドネシア中部ジャワに移管した新規海外生産拠点の生産性の向上と品質の安定化を図ってまいります。

配当政策といたしましては、当社グループの強固な財務体質の強みを生かし、株主価値向上のため、配当性向を当社単体の純利益の5割程度とする方針を維持するとともに、必要に応じて自己株式の取得等を積極的に実施してまいります。

#### (5) 財産及び損益の状況の推移

| 区 分                      | 第64期<br>(自 平成24年9月1日<br>至 平成25年8月31日) | 第65期<br>(自 平成25年9月1日<br>至 平成26年8月31日) | 第66期<br>(自 平成26年9月1日<br>至 平成27年8月31日) | 第67期<br>(当連結会計年度)<br>(自 平成27年9月1日<br>至 平成28年8月31日) |
|--------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|----------------------------------------------------|
| 売 上 高(百万円)               | 15,625                                | 16,214                                | 16,150                                | 16,537                                             |
| 経 常 利 益(百万円)             | 5,418                                 | 5,142                                 | 5,088                                 | 4,937                                              |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益(百万円) | 3,119                                 | 3,224                                 | 3,225                                 | 3,262                                              |
| 1株当たり当期純利益(円)            | 90.84                                 | 94.14                                 | 95.64                                 | 98.12                                              |
| 純 資 産(百万円)               | 33,088                                | 34,681                                | 34,795                                | 34,501                                             |
| 1株当たり純資産額(円)             | 966.18                                | 1,012.72                              | 1,046.58                              | 1,037.76                                           |
| 総 資 産(百万円)               | 37,054                                | 39,150                                | 39,008                                | 38,857                                             |

- (注) 1. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等の適用により、当連結会計年度より「当期純利益」の科目名称を「親会社株主に帰属する当期純利益」に変更しております。
2. 1株当たり当期純利益は、自己株式控除後の期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産額は、自己株式控除後の期末発行済株式数によりそれぞれ算出しております。

#### (6) 重要な親会社及び子会社の状況

##### ① 親会社の状況

該当する事項はありません。

##### ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名       | 資 本 金        | 当社の出資比率    | 主要な事業内容                                      |
|-------------|--------------|------------|----------------------------------------------|
| ナガイ白衣工業株式会社 | 千円<br>50,000 | %<br>100.0 | 白衣類の縫製加工<br>白衣類の縫製指図<br>品質管理・技術指導<br>製品の委託出荷 |

#### (7) 主要な事業内容 (平成28年8月31日現在)

当社グループは、メディカルウェア等の製造・販売をしており、主な商品は次のとおりであります。

- ① メディカルウェア
- ② シューズ

## (8) 主要な営業所及び工場（平成28年8月31日現在）

| 会 社 名       | 主 要 拠 点                                                                                                                         |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ナガイレーベン株式会社 | (本社) 東京都千代田区鍛冶町二丁目1番10号<br>(支店) 札幌市東区、仙台市宮城野区、名古屋市東区、大阪市東成区、広島市西区、福岡市中央区、中華民国:台北市<br>(営業所) 香川県高松市<br>(物流センター) 秋田県大仙市神宮寺、広島県東広島市 |
| ナガイ白衣工業株式会社 | (本社) 秋田県大仙市神宮寺<br>(カッティングセンター) 秋田県大仙市神宮寺<br>(工場) 秋田県大仙市佐野町、秋田県大仙市南外、秋田県大仙市長野、秋田県仙北郡美郷町                                          |

## (9) 従業員の状況（平成28年8月31日現在）

## ① 企業集団の従業員数

| 区 分 | 従 業 員 数 | 前連結会計年度末比増減 |
|-----|---------|-------------|
| 男 性 | 167名    | 4名増         |
| 女 性 | 332名    | 2名減         |
| 合 計 | 499名    | 2名増         |

(注) 従業員数には契約社員、臨時従業員及び海外支店の現地社員は含んでおりません。

## ② 当社の従業員の状況

| 区 分         | 従 業 員 数 | 前期末比増減 | 平 均 年 齢 | 平均勤続年数 |
|-------------|---------|--------|---------|--------|
| 男 性         | 85名     | 1名増    | 41.2歳   | 14.4年  |
| 女 性         | 30名     | 1名増    | 35.1歳   | 10.0年  |
| 合 計 又 は 平 均 | 115名    | 2名増    | 39.6歳   | 13.2年  |

(注) 従業員数には契約社員、臨時従業員及び海外支店の現地社員は含んでおりません。

## (10) 主要な借入先（平成28年8月31日現在）

該当する事項はありません。

## (11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項（平成28年8月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 100,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数（自己株式4,989,551株を除く） 33,246,449株  
 (3) 株主数 3,371名  
 (4) 大株主

| 株 主 名                                                                                     | 持 株 数     | 持株比率 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|------|
|                                                                                           | 株         | %    |
| 澤 登 一 郎                                                                                   | 5,766,300 | 17.3 |
| S T A T E S T R E E T B A N K<br>A N D T R U S T C O M P A N Y                            | 3,163,209 | 9.5  |
| 有 限 会 社 登 龍                                                                               | 1,350,300 | 4.1  |
| 澤 登 辰 郎                                                                                   | 1,055,200 | 3.2  |
| 日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト<br>信 託 銀 行 株 式 会 社 （ 信 託 口 ）                                          | 1,022,500 | 3.1  |
| R B C I S T 1 5 P C T N O N<br>L E N D I N G A C C O U N T<br>- C L I E N T A C C O U N T | 890,500   | 2.7  |
| 日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス<br>信 託 銀 行 株 式 会 社 （ 信 託 口 ）                                      | 882,500   | 2.7  |
| 露 口 誠                                                                                     | 800,000   | 2.4  |
| 澤 登 春 江                                                                                   | 623,600   | 1.9  |
| 株 式 会 社 安 立                                                                               | 607,300   | 1.8  |

（注） 1. 当社は、自己株式を4,989,551株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当する事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の氏名等(平成28年8月31日現在)

| 氏 名     | 地 位 及 び 担 当    | 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                 |
|---------|----------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 澤 登 一 郎 | 取締役社長(代表取締役)   | ナガイ白衣工業株式会社代表取締役社長                                                              |
| 斉 藤 信 彦 | 常務取締役(経営企画本部長) |                                                                                 |
| 大 野 和 城 | 取締役(管理本部長)     |                                                                                 |
| 朝 井 克 司 | 取締役(業務本部長)     |                                                                                 |
| 山 本 康 義 | 取締役(企画本部長)     |                                                                                 |
| 新 谷 欣 哉 | 取締役(営業本部長)     |                                                                                 |
| 荻 野 和 孝 | 監査役(常勤)        |                                                                                 |
| 興 石 國 安 | 監査役            | 興石國安税理士事務所所長 税理士<br>城見税務会計事務所所長 公認会計士 税理士<br>小津産業株式会社社外監査役<br>株式会社スーパーアルプス社外監査役 |
| 城 見 浩 一 | 監査役            |                                                                                 |

- (注) 1. 監査役興石國安氏及び城見浩一氏は、社外監査役であります。
2. 監査役興石國安氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 監査役城見浩一氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、監査役興石國安氏及び監査役城見浩一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金1,000千円と法令で定める最低限度額とのいずれか高い額となります。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

## (3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区 分                | 支 給 人 員      | 支 給 額 (千円)        |
|--------------------|--------------|-------------------|
| 取 締 役              | 6 名          | 103,030           |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 3 名<br>(2 名) | 19,428<br>(6,258) |
| 合 計                | 9 名          | 122,458           |

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額（賞与を含む）56,450千円は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成26年11月27日開催の第65期定時株主総会決議において年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成26年11月27日開催の第65期定時株主総会決議において年額40,000千円以内と決議いただいております。
4. 上記支給額には、役員退職慰労引当金の繰入額11,260千円（うち取締役分10,490千円、監査役分770千円）を含んでおります。

#### (4) 社外役員に関する事項

##### ① 重要な兼職先と当社との関係

監査役興石國安氏は、興石國安税理士事務所の所長であります。興石國安税理士事務所と当社との間には特別の関係はありません。

監査役城見浩一氏は、城見税務会計事務所の所長であります。また、小津産業株式会社及び株式会社スーパーアルプスの社外監査役であります。城見税務会計事務所、小津産業株式会社及び株式会社スーパーアルプスと当社との間にはいずれも特別の関係はありません。

##### ② 当事業年度における主な活動状況

|             | 活 動 状 況                                                                                  |
|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 監査役 興 石 國 安 | 当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席し、監査役会15回のうち15回に出席いたしました。主に税理士としての専門的見地から適宜発言を行っております。        |
| 監査役 城 見 浩 一 | 当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席し、監査役会15回のうち15回に出席いたしました。主に公認会計士及び税理士としての専門的見地から適宜発言を行っております。 |

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が4回ありました。

##### ③ 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、当事業年度末日において社外取締役を置いておりません。

社外取締役には、企業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、自らの知見に基づき助言を行い、経営者から独立した立場で経営の監督を行うといった役割が期待されているものと認識しております。

当社は、委員の過半数が社外取締役で構成される監査等委員会の設置により、業務執行の適法性、妥当性の監査・監督機能の強化とコーポレートガバナンス体制の一層の強化を図ることで、より透明性の高い経営の実現を目指すことができる監査等委員会設置会社へ移行することが当社にとって最適な方策であると判断し、平成28年8月17日開催の取締役会において監査等委員会設置会社へ移行する方針を決議し、平成28年11月25日開催予定の当社定時株主総会に監査等委員会設置会社に移行するための議案及び監査等委員である社外取締役を選任する議案を上程することといたしました。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

#### ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

26,000千円

#### ② 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

26,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬の見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

### (3) 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 会計監査人が過去２年間に受けた業務停止処分

金融庁が平成27年12月22日付で発表した懲戒処分等の内容の概要

① 処分対象

新日本有限責任監査法人

② 処分の内容

- ・ 契約の新規の締結に関する業務の停止 ３月  
（平成28年１月１日から同年３月31日まで）
- ・ 業務改善命令（業務管理体制の改善）

③ 処分の理由

- ・ 他社の財務書類の監査において、同監査法人の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明したため。
- ・ 同監査法人の運営が著しく不当と認められたため。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

#### ① 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

役職員が法令及び定款を遵守した行動をとるための行動規範として、企業倫理規程を制定し、コンプライアンス体制に係る規程を整備する。また、その徹底を図るため、総務部が、コンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同部を中心に教育等を行う。監査役は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合していることを監査し、定期的に取り締役会及び監査役会に報告するものとする。内部監査部門は、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合していることを監査し、代表取締役社長及び監査役会に報告するものとする。法令上疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行う手段としてコンプライアンス・ホットラインを設置・運営する。

反社会的勢力とは取引関係を含めて一切の関係を遮断する。反社会的勢力の不当要求に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、毅然とした態度で対応する。

#### ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存する。取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

#### ③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理に関する事項については、それぞれの担当部署にて、安全に対する問題、コンプライアンスに関する問題、その他当社が抱えるリスクの管理について、必要な見直し・対応を検討する。組織横断的リスク状況の監視及び全社の対応は総務部が行うものとする。新たに生じたりスクについては取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定める。

#### ④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、月1回の定例取締役会及び適宜臨時取締役会を開催する。また、経営に関する重要事項に関しては、毎週月曜日に開催される経営会議において議論し、取締役会にて執行決定を行う。

取締役会の決定に基づく業務執行については、業務分掌規程及び職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定める。

中期経営計画及び年度事業計画を立案し、全社的な目標を設定するものとし、会議等を通じて全社に周知徹底する。

- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社取締役と子会社ナガイ白衣工業株式会社取締役との間の連携を図るため、定期的にグループの役員による会議を開催し、子会社の取締役の職務の執行に係る事項の報告を受け、子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われる体制を構築する。

関係会社管理規程に従い、子会社の事業部門に関して責任を負う取締役を任命し、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与える。本社管理本部は子会社ナガイ白衣工業株式会社総務部と連携し、これらを横断的に推進し、管理する。

- ⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項

監査役は、使用人に監査業務に必要な事項を指示することができるものとし、監査役より指示を受けた使用人はその指示に関して、取締役、直属の上司等の指揮命令を受けないものとする。

当該指示を受けた使用人の異動等については、監査役の意見を聞くものとする。

- ⑦ 当社の監査役への報告に関する体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況を速やかに報告する。

当社の監査役は、子会社の取締役、監査役並びに使用人その他これらの者から報告を受けた者に対して、監査役の職務の執行に関する情報について報告を求めることができる。

当社グループは、監査役に報告した者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いはしないものとする。

- ⑧ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に関する方針に関する事項

監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をしたときは、その費用が監査役の職務の執行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、速やかに処理する。

- ⑨ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役と代表取締役社長との間の定期的な意見交換を設定する。

また、監査役は、会計監査人から定期的に会計監査内容についての報告を受けるとともに、意見交換を行うことで会計監査人との連携を図る。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

### ① 重要な会議の開催状況

当事業年度における主な会議の開催状況は次のとおりであります。

取締役会は14回開催（開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条に基づき取締役会のあったものとみなされる書面決議を4回）され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外監査役が常時出席いたしました。

経営会議は原則毎月曜日に開催され、経営状況や課題などの報告をいたしました。

販売と生産の連携強化のために、当社と子会社ナガイ白衣工業株式会社の両社の役員を構成員とする合同会議を12回開催いたしました。

### ② 当事業年度における主な取り組み

#### (a) コンプライアンス

コンプライアンス意識の向上と不正行為等の防止を図るため、企業倫理規程及び内部通報制度運用規程の周知を継続いたしました。

反社会勢力排除に向けた対応については、「業務の適正を確保するための体制」に記載し、注意喚起と徹底を図りました。

#### (b) グループ全社のリスクマネジメント

自然災害対策として、全社社員を対象とした災害時安否確認要領を定め、SNSを利用した管理職間の連絡網を構築いたしました。子会社ナガイ白衣工業株式会社においては、事業所ごとに避難経路の確認の実施及び全社社員を対象とした災害緊急時連絡網を作成しております。

当社の情報セキュリティ対策としては、外部からのウイルスや攻撃等に対するセキュリティリスクに関しての監視を日々行っており、万全の体制を整えております。特に情報漏洩に関しては、各クライアント及びサーバーに対して、ファイル操作の履歴を常に取りよう設定しており、万が一流出した場合においても、その流出元が特定できるようにしております。また、標的型攻撃を模擬した訓練メールを社員全員に送信し、教育啓発のための訓練を実施いたしました。

サーバールームに関しては、特定の人物のみがセキュリティカードを使用しての入室が可能となっており、また室内に監視カメラの設置も行っております。

防災対策として、無停電電源装置を用意し耐震設備の上にサーバーを設置しており、大震災にも備えております。また火事や電源喪失など、事業運用に著しい障害が発生した場合においても、別拠点に設置してある予備サーバーへ切り替え、事業運用に支障が無い体制を整えております。

子会社ナガイ白衣工業株式会社においては、メールのセキュリティ対策は外部委託し、各クライアントのウイルス対策については専任担当者が管理しております。防災対策として、無停電電源装置を用意し、データは別拠点にバックアップし、生産工場稼働に支障が無いように復旧体制を整えております。

(c) 財務報告に係わる内部統制

財務報告に係わる内部統制は、年間スケジュールに基づき、内部統制評価を実施いたしました。

(d) 内部監査体制

内部監査計画に基づき、当社及びグループ子会社の内部監査を実施いたしました。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

該当する事項はありません。

# 連結貸借対照表

(平成28年8月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目           | 金 額        | 科 目           | 金 額        |
|---------------|------------|---------------|------------|
| [資 産 の 部]     |            | [負 債 の 部]     |            |
| 流 動 資 産       | 29,083,015 | 流 動 負 債       | 3,371,841  |
| 現 金 及 び 預 金   | 19,504,224 | 支払手形及び買掛金     | 1,561,524  |
| 受取手形及び売掛金     | 4,866,748  | 未 払 法 人 税 等   | 1,149,605  |
| 電 子 記 録 債 権   | 61,410     | 賞 与 引 当 金     | 83,376     |
| た な 卸 資 産     | 4,348,122  | そ の 他         | 577,335    |
| 繰 延 税 金 資 産   | 142,384    | 固 定 負 債       | 983,686    |
| 短 期 貸 付 金     | 116,608    | 役員退職慰労引当金     | 213,920    |
| そ の 他         | 44,527     | 退職給付に係る負債     | 662,119    |
| 貸 倒 引 当 金     | △1,012     | 預 り 保 証 金     | 107,646    |
| 固 定 資 産       | 9,774,270  | 負 債 合 計       | 4,355,527  |
| 有形固定資産        | 7,476,204  | [純資産の部]       |            |
| 建 物 及 び 構 築 物 | 2,371,435  | 株 主 資 本       | 34,359,536 |
| 機械装置及び運搬具     | 485,529    | 資 本 金         | 1,925,273  |
| 土 地           | 4,447,840  | 資 本 剰 余 金     | 2,358,190  |
| そ の 他         | 171,399    | 利 益 剰 余 金     | 34,978,346 |
| 無形固定資産        | 57,179     | 自 己 株 式       | △4,902,274 |
| 投資その他の資産      | 2,240,887  | その他の包括利益累計額   | 142,222    |
| 投 資 有 価 証 券   | 664,999    | その他有価証券評価差額金  | 236,356    |
| 長 期 貸 付 金     | 38,958     | 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益 | 62         |
| 繰 延 税 金 資 産   | 461,329    | 退職給付に係る調整累計額  | △94,196    |
| 長 期 預 金       | 900,000    | 純 資 産 合 計     | 34,501,759 |
| そ の 他         | 177,406    |               |            |
| 貸 倒 引 当 金     | △1,807     |               |            |
| 資 産 合 計       | 38,857,286 | 負債・純資産合計      | 38,857,286 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(自 平成27年 9 月 1 日)  
(至 平成28年 8 月31 日)

(単位：千円)

| 科 目                 | 金 額       |            |
|---------------------|-----------|------------|
| 売 上 高               |           | 16,537,600 |
| 売 上 原 価             |           | 8,802,209  |
| 売 上 総 利 益           |           | 7,735,390  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 |           | 2,784,475  |
| 営 業 利 益             |           | 4,950,915  |
| 営 業 外 収 益           |           |            |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金   | 23,400    |            |
| 受 取 賃 貸 料           | 57,345    |            |
| 雑 収 入               | 14,102    | 94,848     |
| 営 業 外 費 用           |           |            |
| 支 払 利 息             | 21        |            |
| 固 定 資 産 賃 貸 費 用     | 33,728    |            |
| 為 替 差 損             | 70,194    |            |
| 雑 損 失               | 4,313     | 108,259    |
| 経 常 利 益             |           | 4,937,504  |
| 特 別 利 益             |           |            |
| 固 定 資 産 売 却 益       | 1,034     | 1,034      |
| 特 別 損 失             |           |            |
| 固 定 資 産 除 売 却 損     | 2,986     |            |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 損   | 793       | 3,780      |
| 税金等調整前当期純利益         |           | 4,934,758  |
| 法人税、住民税及び事業税        | 1,649,437 |            |
| 法 人 税 等 調 整 額       | 23,281    | 1,672,719  |
| 当 期 純 利 益           |           | 3,262,039  |
| 親会社株主に帰属する当期純利益     |           | 3,262,039  |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結株主資本等変動計算書

(自 平成27年 9 月 1 日)  
(至 平成28年 8 月31日)

(単位：千円)

|                               | 株 主 資 本   |           |            |            |            |
|-------------------------------|-----------|-----------|------------|------------|------------|
|                               | 資 本 金     | 資本剰余金     | 利益剰余金      | 自 己 株 式    | 株主資本合計     |
| 平成27年 9 月 1 日 残高              | 1,925,273 | 2,358,190 | 35,040,956 | △4,902,160 | 34,422,260 |
| 連結会計年度中の変動額                   |           |           |            |            |            |
| 剰 余 金 の 配 当                   |           |           | △3,324,649 |            | △3,324,649 |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益           |           |           | 3,262,039  |            | 3,262,039  |
| 自 己 株 式 の 取 得                 |           |           |            | △113       | △113       |
| 株主資本以外の項目の連結会<br>計年度中の変動額（純額） |           |           |            |            |            |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | －         | －         | △62,610    | △113       | △62,723    |
| 平成28年 8 月31日 残高               | 1,925,273 | 2,358,190 | 34,978,346 | △4,902,274 | 34,359,536 |

|                               | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 |          |                        |                                 | 純資産合計      |
|-------------------------------|-----------------------|----------|------------------------|---------------------------------|------------|
|                               | その他有価証券<br>評価差額金      | 繰延ヘッジ損益  | 退職給付<br>に係る調整<br>累 計 額 | そ の 他 の<br>包 括 利 益<br>累 計 額 合 計 |            |
| 平成27年 9 月 1 日 残高              | 201,784               | 276,248  | △105,170               | 372,862                         | 34,795,123 |
| 連結会計年度中の変動額                   |                       |          |                        |                                 |            |
| 剰 余 金 の 配 当                   |                       |          |                        |                                 | △3,324,649 |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益           |                       |          |                        |                                 | 3,262,039  |
| 自 己 株 式 の 取 得                 |                       |          |                        |                                 | △113       |
| 株主資本以外の項目の連結会<br>計年度中の変動額（純額） | 34,571                | △276,186 | 10,974                 | △230,640                        | △230,640   |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | 34,571                | △276,186 | 10,974                 | △230,640                        | △293,364   |
| 平成28年 8 月31日 残高               | 236,356               | 62       | △94,196                | 142,222                         | 34,501,759 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社はナガイ白衣工業株式会社1社であります。非連結子会社はありません。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

#### (4) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### (a) 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの……………連結決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……………移動平均法による原価法によっております。

###### (b) デリバティブ……………時価法によっております。

###### (c) たな卸資産……………主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

##### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### (a) 有形固定資産……………建物（建物附属設備を除く）については定額法、建物以外については定率法によっております。

ただし、ナガイレーベン物流センター及び西日本物流センター並びに平成28年4月1日以降に取得の建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

###### (b) 無形固定資産……………定額法によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

###### (c) 長期前払費用……………定額法によっております。

##### ③ 重要な引当金の計上基準

###### (a) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

###### (b) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額基準により計上しております。

###### (c) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払いに充てるため、役員退職慰労金支給に関する内規に基づく期末要支給額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

(a) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(b) 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

⑤ 重要なヘッジ会計の方法

(a) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約については、振当処理の要件を満たすことから振当処理を採用しております。

(b) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………為替予約取引

ヘッジ対象……………外貨建金銭債務（外貨建予定取引を含む）

(c) ヘッジ方針

輸入商品購入予定額を基に、月別外貨支払見込額を限度とし、為替相場の動向を勘案の上、支払見込額に対する予約割合を決定・実行しており、投機を目的とした取引は一切行わない方針であります。

⑥ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（企業結合に関する会計基準等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日）等を当連結会計年度から適用し、当期純利益等の表示の変更を行っております。

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当連結会計年度より適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更による損益に与える影響は軽微であります。

### 3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) たな卸資産の内訳は次のとおりであります。

|          |             |
|----------|-------------|
| 商品及び製品   | 3,453,984千円 |
| 仕掛品      | 168,367千円   |
| 原材料及び貯蔵品 | 725,769千円   |

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 5,453,232千円

### 4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

|         | 当連結会計年度期首<br>株 式 数 | 当連結会計年度<br>増 加 株 式 数 | 当連結会計年度<br>減 少 株 式 数 | 当連結会計年度末<br>株 式 数 |
|---------|--------------------|----------------------|----------------------|-------------------|
| 発行済株式   |                    |                      |                      |                   |
| 普 通 株 式 | 38,236,000         | —                    | —                    | 38,236,000        |
| 合 計     | 38,236,000         | —                    | —                    | 38,236,000        |
| 自己株式    |                    |                      |                      |                   |
| 普通株式（注） | 4,989,504          | 47                   | —                    | 4,989,551         |
| 合 計     | 4,989,504          | 47                   | —                    | 4,989,551         |

(注) 普通株式の自己株式の増加47株は、単元未満株式の買取りによる増加47株であります。

(2) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

| 決 議                   | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当<br>たり配<br>当金<br>(円) | 基 準 日      | 効力発生日       |
|-----------------------|-------|----------------|-------------------------|------------|-------------|
| 平成27年11月26日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 3,324,649      | 100.00                  | 平成27年8月31日 | 平成27年11月27日 |

(注) 1株当たり配当金には創業100周年記念配当50.00円を含んでおります。

(3) 当連結会計年度末日後に行う剰余金の配当に関する事項

平成28年11月25日開催予定の定時株主総会に、次のとおり付議する予定であります。

・普通株式の配当に関する事項

|            |             |
|------------|-------------|
| ① 配当金の総額   | 1,662,322千円 |
| ② 配当金の原資   | 利益剰余金       |
| ③ 1株当たり配当額 | 50.00円      |
| ④ 基準日      | 平成28年8月31日  |
| ⑤ 効力発生日    | 平成28年11月28日 |

## 5. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については主に短期的かつ安全性の高い金融資産で運用することを基本としております。

受取手形及び売掛金、電子記録債権に係る顧客の信用リスクに関しては、取引先ごとに与信管理を徹底し、回収期日や残高を定期的に管理することで財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。長期貸付金に係る貸付先の信用リスクに関しては、貸付先の信用状況及び回収期日や残高を定期的に管理することで財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握することにより管理しております。長期預金は、信用度の高い金融機関に対する預金に限っております。

支払手形及び買掛金については、ほとんど5ヶ月以内の支払期日であります。一部外貨建買掛金については、先物為替予約取引を利用してヘッジしております。デリバティブ取引は、外貨建買掛金に係る為替の変動リスクの軽減を目的とした先物為替予約取引であり、その契約先は信用度の高い商社及び金融機関であるため、相手先の契約不履行による信用リスクは、ほとんどないと判断しております。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年8月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。（（注）2.参照）

（単位：千円）

|               | 連結貸借対照表計上額  | 時価          | 差額 |
|---------------|-------------|-------------|----|
| (1) 現金及び預金    | 19,504,224  | 19,504,224  | －  |
| (2) 受取手形及び売掛金 | 4,866,748   | 4,866,748   | －  |
| (3) 電子記録債権    | 61,410      | 61,410      | －  |
| (4) 投資有価証券    | 653,482     | 653,482     | －  |
| (5) 長期貸付金     | 155,567     | 155,567     | －  |
| (6) 長期預金      | 900,000     | 900,000     | －  |
| (7) 支払手形及び買掛金 | (1,561,524) | (1,561,524) | －  |
| (8) デリバティブ取引  | 208         | 208         | －  |

（※）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

### （注）1.金融商品の時価の算定方法及びデリバティブ取引に関する事項

#### (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### (4) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっております。

(5) 長期貸付金

長期貸付金の時価については、元利金の合計額を国債の金利と信用リスクを勘案し合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。なお、長期貸付金には、1年内回収予定の貸付金を含んでおります。

(6) 長期預金

長期預金については、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) 支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(8) デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価については、取引先金融機関から提示された価格等によっております。なお、為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている買掛金と一体として処理されているため、その時価は当該買掛金の時価に含めております。

2.時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品 (単位：千円)

| 区分    | 連結貸借対照表計上額 |
|-------|------------|
| 非上場株式 | 11,516     |

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

6. 1株当たり情報に関する注記

|            |           |
|------------|-----------|
| 1株当たり純資産額  | 1,037円76銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 98円12銭    |

7. 重要な後発事象に関する注記

該当する事項はありません。

# 貸 借 対 照 表

(平成28年8月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額        | 科 目                     | 金 額        |
|-----------------|------------|-------------------------|------------|
| [資 産 の 部]       |            | [負 債 の 部]               |            |
| 流 動 資 産         | 25,875,967 | 流 動 負 債                 | 3,223,892  |
| 現 金 及 び 預 金     | 17,165,684 | 支 払 手 形                 | 865,254    |
| 受 取 手 形         | 2,759,576  | 買 掛 金                   | 745,642    |
| 電 子 記 録 債 権     | 61,410     | 未 払 金                   | 165,229    |
| 売 掛 金           | 2,106,916  | 未 払 費 用                 | 31,481     |
| 商 品             | 3,493,821  | 未 払 法 人 税 等             | 1,090,636  |
| 貯 蔵 品           | 36,929     | 未 払 消 費 税 等             | 251,797    |
| 繰 延 税 金 資 産     | 93,653     | 賞 与 引 当 金               | 54,808     |
| 短 期 貸 付 金       | 116,608    | そ の 他                   | 19,042     |
| そ の 他           | 42,378     | 固 定 負 債                 | 441,364    |
| 貸 倒 引 当 金       | △1,012     | 退 職 給 付 引 当 金           | 153,197    |
| 固 定 資 産         | 9,521,224  | 役 員 退 職 慰 労 引 当 金       | 180,520    |
| 有 形 固 定 資 産     | 7,352,672  | そ の 他                   | 107,646    |
| 建 物             | 2,330,351  | 負 債 合 計                 | 3,665,256  |
| 構 築 物           | 37,675     |                         |            |
| 機 械 及 び 装 置     | 345,841    | [純 資 産 の 部]             |            |
| 車 両 運 搬 具       | 26,705     | 株 主 資 本                 | 31,497,007 |
| 工 具、器 具 及 び 備 品 | 164,258    | 資 本 金                   | 1,925,273  |
| 土 地             | 4,447,840  | 資 本 剰 余 金               | 2,637,534  |
| 無 形 固 定 資 産     | 48,395     | 資 本 準 備 金               | 2,202,171  |
| 電 話 加 入 権       | 4,473      | そ の 他 資 本 剰 余 金         | 435,362    |
| 施 設 利 用 権       | 796        | 利 益 剰 余 金               | 31,836,473 |
| ソ フ ト ウ ェ ア     | 43,126     | 利 益 準 備 金               | 410,000    |
| 投資その他の資産        | 2,120,156  | そ の 他 利 益 剰 余 金         | 31,426,473 |
| 投 資 有 価 証 券     | 664,852    | 固 定 資 産 圧 縮 積 立 金       | 36,890     |
| 関 係 会 社 株 式     | 50,000     | 別 途 積 立 金               | 27,700,000 |
| 長 期 貸 付 金       | 38,958     | 繰 越 利 益 剰 余 金           | 3,689,582  |
| 破 産 更 生 債 権 等   | 1,800      | 自 己 株 式                 | △4,902,274 |
| 長 期 前 払 費 用     | 5,932      | 評 価 ・ 換 算 差 額 等         | 234,928    |
| 繰 延 税 金 資 産     | 291,919    | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 236,356    |
| 長 期 預 金         | 900,000    | 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益           | △1,427     |
| そ の 他           | 168,500    | 純 資 産 合 計               | 31,731,935 |
| 貸 倒 引 当 金       | △1,807     |                         |            |
| 資 産 合 計         | 35,397,192 | 負 債 ・ 純 資 産 合 計         | 35,397,192 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(自 平成27年 9 月 1 日)  
(至 平成28年 8 月31日)

(単位：千円)

| 科 目                   | 金 額       |            |
|-----------------------|-----------|------------|
| 売 上 高                 |           | 16,535,164 |
| 売 上 原 価               |           | 9,118,447  |
| 売 上 総 利 益             |           | 7,416,716  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |           | 2,775,439  |
| 営 業 利 益               |           | 4,641,277  |
| 営 業 外 収 益             |           |            |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金     | 114,332   |            |
| 受 取 賃 貸 料             | 125,721   |            |
| 雑 収 入                 | 2,142     | 242,195    |
| 営 業 外 費 用             |           |            |
| 支 払 利 息               | 21        |            |
| 固 定 資 産 賃 貸 費 用       | 71,020    |            |
| 為 替 差 損               | 70,069    |            |
| 雑 損 失                 | 7,382     | 148,495    |
| 経 常 利 益               |           | 4,734,977  |
| 特 別 利 益               |           |            |
| 固 定 資 産 売 却 益         | 692       | 692        |
| 特 別 損 失               |           |            |
| 固 定 資 産 除 売 却 損       | 1,560     |            |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 損     | 793       | 2,354      |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |           | 4,733,315  |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 1,537,822 |            |
| 法 人 税 等 調 整 額         | 27,976    | 1,565,799  |
| 当 期 純 利 益             |           | 3,167,516  |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(自 平成27年 9 月 1 日)  
(至 平成28年 8 月31日)

(単位：千円)

|                                 | 株 主 資 本   |           |                |              |           |               |             |             |              |
|---------------------------------|-----------|-----------|----------------|--------------|-----------|---------------|-------------|-------------|--------------|
|                                 | 資 本 金     | 資 本 剰 余 金 |                |              | 利 益 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金     |             |             |              |
|                                 |           | 資本準備金     | そ の 他<br>資本剰余金 | 資本剰余金<br>合 計 |           | 固定資産<br>圧縮積立金 | 繰越利益<br>剰余金 | 繰越利益<br>剰余金 | 利益剰余金<br>合 計 |
| 平成27年9月1日<br>残                  | 1,925,273 | 2,202,171 | 435,362        | 2,637,534    | 410,000   | 37,823        | 27,200,000  | 4,345,783   | 31,993,606   |
| 事業年度中の<br>変 動 額                 |           |           |                |              |           |               |             |             |              |
| 剰余金の配当                          |           |           |                |              |           |               |             | △3,324,649  | △3,324,649   |
| 実効税率変更に伴う固定資産圧縮積立金の増加           |           |           |                |              |           | 848           |             | △848        | －            |
| 固定資産圧縮積立金の取崩                    |           |           |                |              |           | △1,780        |             | 1,780       | －            |
| 別途積立金の積立                        |           |           |                |              |           |               | 500,000     | △500,000    | －            |
| 当期純利益                           |           |           |                |              |           |               |             | 3,167,516   | 3,167,516    |
| 自己株式の取得                         |           |           |                |              |           |               |             |             |              |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額<br>(純額) |           |           |                |              |           |               |             |             |              |
| 事業年度中の<br>変動額合計                 | －         | －         | －              | －            | －         | △932          | 500,000     | △656,200    | △157,132     |
| 平成28年8月31日<br>残                 | 1,925,273 | 2,202,171 | 435,362        | 2,637,534    | 410,000   | 36,890        | 27,700,000  | 3,689,582   | 31,836,473   |

|                                 | 株 主 資 本    |             | 評 価 ・ 換 算 差 額 等      |              |                | 純資産合計      |
|---------------------------------|------------|-------------|----------------------|--------------|----------------|------------|
|                                 | 自己株式       | 株主資本<br>合 計 | その他有価<br>証券<br>評価差額金 | 繰延ヘッジ<br>損 益 | 評価・換算<br>差額等合計 |            |
| 平成27年9月1日<br>残                  | △4,902,160 | 31,654,253  | 201,784              | 70,840       | 272,625        | 31,926,879 |
| 事業年度中の<br>変 動 額                 |            |             |                      |              |                |            |
| 剰余金の配当                          |            | △3,324,649  |                      |              |                | △3,324,649 |
| 実効税率変更に伴う固定資産圧縮積立金の増加           |            | －           |                      |              |                | －          |
| 固定資産圧縮積立金の取崩                    |            | －           |                      |              |                | －          |
| 別途積立金の積立                        |            | －           |                      |              |                | －          |
| 当期純利益                           |            | 3,167,516   |                      |              |                | 3,167,516  |
| 自己株式の取得                         | △113       | △113        |                      |              |                | △113       |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額<br>(純額) |            |             | 34,571               | △72,268      | △37,696        | △37,696    |
| 事業年度中の<br>変動額合計                 | △113       | △157,246    | 34,571               | △72,268      | △37,696        | △194,943   |
| 平成28年8月31日<br>残                 | △4,902,274 | 31,497,007  | 236,356              | △1,427       | 234,928        | 31,731,935 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

(a) 子会社株式……………移動平均法による原価法によっております。

(b) その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……………移動平均法による原価法によっております。

##### ② デリバティブ等の評価基準及び評価方法

…時価法によっております。

##### ③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

(a) 商品……………総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(b) 貯蔵品……………最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産……………建物（建物附属設備を除く）については定額法、建物以外については定率法によっております。

ただし、ナガイレーベン物流センター及び西日本物流センター並びに平成28年4月1日以降に取得の建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

② 無形固定資産……………定額法によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ 長期前払費用……………定額法によっております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額基準により計上しております。

##### ③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

##### (a) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

##### (b) 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払いに充てるため、役員退職慰労金支給に関する内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約については、振当処理の要件を満たすことから振当処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………為替予約取引

ヘッジ対象……………外貨建金銭債務（外貨建予定取引を含む）

③ ヘッジ方針

輸入商品購入予定額を基に、月別外貨支払見込額を限度とし、為替相場の動向を勘案の上、支払見込額に対する予約割合を決定・実行しており、投機を目的とした取引は一切行わない方針であります。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度より適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更による損益に与える影響は軽微であります。

3. 貸借対照表に関する注記

|                    |             |
|--------------------|-------------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 4,777,605千円 |
| (2) 関係会社に対する短期金銭債権 | 913千円       |
| 関係会社に対する短期金銭債務     | 1,120,868千円 |

#### 4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

|                 |     |             |
|-----------------|-----|-------------|
| 営業取引による取引高      | 仕入高 | 7,292,277千円 |
|                 | その他 | 206,695千円   |
| 営業取引以外の取引による取引高 |     | 163,531千円   |

#### 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

|         | 当事業年度期首<br>株式数 | 当事業年度<br>増加株式数 | 当事業年度<br>減少株式数 | 当事業年度末<br>株式数 |
|---------|----------------|----------------|----------------|---------------|
| 自己株式    |                |                |                |               |
| 普通株式(注) | 4,989,504      | 47             | －              | 4,989,551     |
| 合 計     | 4,989,504      | 47             | －              | 4,989,551     |

(注) 普通株式の自己株式の増加47株は、単元未満株式の買取りによる増加47株であります。

#### 6. 税効果会計に関する注記

##### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|              |         |
|--------------|---------|
| 繰延税金資産（流動）   | (単位：千円) |
| 未払事業税        | 66,442  |
| 賞与引当金        | 16,875  |
| 繰延ヘッジ損益      | 724     |
| その他          | 9,610   |
| 合計           | 93,653  |
| 繰延税金資産（固定）   |         |
| 退職給付引当金      | 46,896  |
| 役員退職慰労引当金    | 55,206  |
| 減損損失         | 279,241 |
| 投資有価証券評価損    | 9,850   |
| その他          | 549     |
| 合計           | 391,744 |
| 繰延税金負債（固定）   |         |
| 固定資産圧縮積立金    | 16,245  |
| その他有価証券評価差額金 | 83,489  |
| 繰延ヘッジ損益      | 89      |
| 合計           | 99,825  |
| 繰延税金資産の純額    | 385,572 |

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の32.2%から平成28年9月1日に開始する事業年度及び平成29年9月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.8%に、平成30年9月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.6%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は19,473千円減少し、法人税等調整額が24,958千円、その他有価証券評価差額金が5,513千円、それぞれ増加し、繰延ヘッジ損益が28千円減少しております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社

(単位：千円)

| 属性  | 会社等の名称   | 資本金<br>又は<br>出資金 | 議決権等<br>の所有<br>(被所有)<br>割合 (%) | 関係内容       |             | 取引の内容         | 取引金額      | 科目   | 期末残高    |
|-----|----------|------------------|--------------------------------|------------|-------------|---------------|-----------|------|---------|
|     |          |                  |                                | 役員の<br>兼任等 | 事業上<br>の関係  |               |           |      |         |
| 子会社 | ナガイ白衣工業㈱ | 50,000           | 直接<br>100.0                    | 兼任<br>3名   | 当社製品<br>の製造 | 商品の仕入         | 7,292,277 | 支払手形 | 588,622 |
|     |          |                  |                                |            |             | 事務所等<br>賃料の受取 | 68,376    | 買掛金  | 514,027 |
|     |          |                  |                                |            |             |               |           | －    | －       |

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。
2. 商品の仕入の価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して価格交渉の上で決定しております。
3. 事務所等の賃料については、近隣の取引実勢を参考に総合的に勘案し、価格交渉の上で決定しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

|            |         |
|------------|---------|
| 1株当たり純資産額  | 954円45銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 95円27銭  |

9. 重要な後発事象に関する注記

該当する事項はありません。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成28年10月14日

ナガイレーベン株式会社

取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 田 光 完 治 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 澤 部 直 彦 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ナガイレーベン株式会社の平成27年9月1日から平成28年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ナガイレーベン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成28年10月14日

ナガイレーベン株式会社

取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 田 光 完 治 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 澤 部 直 彦 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ナガイレーベン株式会社の平成27年9月1日から平成28年8月31日までの第67期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年9月1日から平成28年8月31日までの第67期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年10月21日

ナガイレーベン株式会社 監査役会

監査役（常勤） 荻 野 和 孝 ㊟

監査役 興 石 國 安 ㊟

監査役 城 見 浩 一 ㊟

（注） 監査役興石國安及び城見浩一は、社外監査役であります。

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、従来から株主の皆様への利益還元の充実を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、配当性向を当社単体の純利益の5割程度とする方針を維持するとともに、安定的な配当金額を継続することを基本方針としており、利益還元を重視する方針を明確にしております。

つきましては、第67期の期末配当金については、1株当たり50円とすることとし、今後の事業展開等を勘案し、内部留保にも意を用い、以下のとおり剰余金を処分したいと存じます。

#### 1. 剰余金の処分

- (1) 減少する剰余金の項目及びその額  
繰越利益剰余金 1,000,000,000円
- (2) 増加する剰余金の項目及びその額  
別途積立金 1,000,000,000円

#### 2. 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその額  
当社普通株式1株につき金50円  
総額1,662,322,450円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成28年11月28日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### (1) 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が導入されました。

つきましては、当社は、委員の過半数が社外取締役で構成される監査等委員会の設置により、業務執行の適法性、妥当性の監査・監督機能の強化とコーポレートガバナンス体制の一層の強化を図ることで、より透明性の高い経営を実現するという観点から、監査等委員会設置会社に移行することとし、これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の定款変更を行うものであります。

また、上記会社法の改正により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、今後も取締役として有用な人材の招聘を継続的に行うことを目的として、取締役（業務執行取締役等であるものを除きます。）との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、現行定款第29条（取締役の責任免除）に係る規定を変更するものであります。なお、現行定款第29条に係る規定の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

その他、上記の各変更に伴う所要の変更を行うものであります。

### (2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案にかかる定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものとします。

（下線は変更箇所を示しております。）

| 現 行 定 款 | 変 更 案   |
|---------|---------|
| 第1章 総 則 | 第1章 総 則 |
| 第1条     | 第1条     |
| ）       | ）       |
| （条文省略）  | （現行どおり） |
| 第3条     | 第3条     |

| 現 行 定 款                                                                        | 変 更 案                                                                          |
|--------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| (機関)                                                                           | (機関)                                                                           |
| 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。<br>(1) 取締役会<br>(2) 監査役<br>(3) 監査役会<br>(4) 会計監査人 | 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。<br>(1) 取締役会<br>(2) 監査等委員会<br>(削除)<br>(3) 会計監査人  |
| 第5条<br>(条文省略)                                                                  | 第5条<br>(現行どおり)                                                                 |
| 第2章 株 式                                                                        | 第2章 株 式                                                                        |
| 第6条<br>↳ (条文省略)                                                                | 第6条<br>↳ (現行どおり)                                                               |
| 第12条<br>第3章 株主総会                                                               | 第12条<br>第3章 株主総会                                                               |
| 第13条<br>↳ (条文省略)                                                               | 第13条<br>↳ (現行どおり)                                                              |
| 第18条<br>第4章 取締役および取締役会<br>(取締役の員数)                                             | 第18条<br>第4章 取締役および取締役会<br>(取締役の員数)                                             |
| 第19条 当社の取締役は、10名以内とする。<br><br>(新設)                                             | 第19条 当社の取締役(監査等委員である<br>取締役を除く。)は、10名以内とする。<br>2. 当社の監査等委員である取締役<br>は、4名以内とする。 |
| (取締役の選任および解任)                                                                  | (取締役の選任および解任)                                                                  |
| 第20条 取締役は、株主総会において選任する。                                                        | 第20条 取締役は、監査等委員である取締<br>役とそれ以外の取締役とを区別し<br>て、株主総会の決議によって選任す<br>る。              |
| 2. (条文省略)                                                                      | 2. (現行どおり)                                                                     |
| 3. (条文省略)                                                                      | 3. (現行どおり)                                                                     |
| 4. (条文省略)                                                                      | 4. (現行どおり)                                                                     |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2. 補欠または増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第22条<br/>↳ (条文省略)</p> <p>第24条<br/>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> | <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削除)</p> <p><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>4. 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会后2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>第22条<br/>↳ (現行どおり)</p> <p>第24条<br/>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第26条<br/>（条文省略）</p> <p>第27条<br/>（取締役の報酬等）</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>（新設）</p> <p>（取締役の責任免除）</p> <p>第29条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、<u>100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> | <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第26条<br/>（現行どおり）</p> <p>第27条<br/>（取締役の報酬等）</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p><u>（重要な業務執行の決定の委任）</u></p> <p>第29条 <u>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>（取締役の責任免除）</p> <p>第30条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（<u>業務執行取締役等であるものを除く。</u>）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 変 更 案                                                                                                       |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><u>第5章 監査役および監査役会</u></p> <p><u>(監査役の員数)</u></p> <p><u>第30条 当会社の監査役は、3名以上とする。</u></p> <p><u>(監査役の選任)</u></p> <p><u>第31条 監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p><u>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(監査役の任期)</u></p> <p><u>第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p><u>(常勤監査役)</u></p> <p><u>第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p><u>第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査役会規程)</u></p> <p><u>第35条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> | <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                      | 変 更 案                                                                           |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| <u>(監査役の報酬等)</u>                                                                                                                             | (削除)                                                                            |
| 第36条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u>                                                                                                         |                                                                                 |
| <u>(監査役の責任免除)</u>                                                                                                                            | (削除)                                                                            |
| 第37条 <u>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>                                     |                                                                                 |
| 2. <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u> |                                                                                 |
| (新設)                                                                                                                                         | 第5章 監査等委員会                                                                      |
| (新設)                                                                                                                                         | <u>(監査等委員会の招集通知)</u>                                                            |
|                                                                                                                                              | 第31条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</u> |
|                                                                                                                                              | 2 <u>監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u>                        |
| (新設)                                                                                                                                         | <u>(常勤の監査等委員)</u>                                                               |
|                                                                                                                                              | 第32条 <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u>                                |

| 現 行 定 款                                                                                             | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(新設)</p> <p>第6章 計 算</p> <p>第38条<br/>           ゝ<br/>       第41条</p> <p>(新設)<br/>       (新設)</p> | <p><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p><u>第33条 監査等委員会に関する事項は、法令</u><br/> <u>または本定款のほか、監査等委員会</u><br/> <u>において定める監査等委員会規程</u><br/> <u>による。</u></p> <p>第6章 計 算</p> <p>第34条<br/>           ゝ<br/>       第37条</p> <p>附 則</p> <p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p><u>当会社は、第67期定時株主総会終結前に任務</u><br/> <u>を怠ったことによる監査役（監査役であった</u><br/> <u>者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度</u><br/> <u>において、取締役会の決議によって免除する</u><br/> <u>ことができる。</u></p> |

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は、監査等委員会設置会社となり、取締役全員は、定款変更の効力発生時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員会設置会社に移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）6名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号                                                                                                                                                                                     | 氏 名<br>( 生 年 月 日 )                    | 略 歴、地 位、担 当 及 び<br>重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                                                                                | 所有する当社<br>の 株 式 数 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 1                                                                                                                                                                                              | さわのぼり いちろう<br>澤 登 一 郎<br>(昭和31年9月2日生) | 昭和55年4月 当社入社<br>昭和61年10月 当社取締役<br>昭和62年10月 当社常務取締役<br>平成3年9月 当社代表取締役副社長<br>平成7年11月 当社代表取締役社長<br>平成13年12月 当社代表取締役社長兼企画本部<br>長<br>平成15年11月 当社代表取締役社長<br>(現在に至る)<br>[重要な兼職の状況]<br>ナガイ白衣工業株式会社代表取締役社長 | 5,766,300株        |
| <b>【取締役候補者とした理由】</b><br>澤登一郎氏は、昭和61年に当社取締役に就任以来、当社の業績の向上に貢献しており、平成7年に代表取締役社長に就任以降は、当社の経営トップとして高い見識と豊富な経験をもとにリーダーシップを発揮し、その責任を十分に果たし、当社の企業価値向上に貢献していること、社内外問わず人望厚く申し分ないことから、引き続き取締役の候補者といたしました。 |                                       |                                                                                                                                                                                                   |                   |

| 候補者<br>番 号                                                                                                                                                                                            | 氏 名<br>( 生 年 月 日 )                    | 略 歴、地 位、担 当 及 び<br>重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                                                                                                                                                   | 所有する当社<br>の 株 式 数 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 2                                                                                                                                                                                                     | さいとう のぶこ<br>斉 藤 信 彦<br>(昭和36年11月10日生) | 昭和59年 4 月 株式会社クラレ入社<br>平成 4 年 5 月 当社入社<br>当社新事業開発室長<br>平成 7 年11月 当社取締役企画本部長<br>平成11年 9 月 当社取締役企画本部長兼営業本<br>部副本部長<br>平成13年12月 当社常務取締役営業本部長<br>平成15年11月 当社常務取締役営業本部長兼企<br>画本部長<br>平成22年11月 当社常務取締役兼営業本部長<br>平成25年 9 月 当社常務取締役CMO<br>平成26年12月 当社常務取締役経営企画本部長<br>(現在に至る) | 50,800株           |
| <b>【取締役候補者とした理由】</b><br>斉藤信彦氏は、繊維メーカー勤務の経験があり、マーケティング全般についての専門的な知識を有しており、当社入社後は新規事業の開発に貢献され、平成7年に取締役就任後は、高度な専門性と高い見識のもと商品の企画・営業・経営企画を掌管するなど当社の企業価値向上に貢献していること、社内外問わず人望厚く申し分ないことから、引き続き取締役の候補者といたしました。 |                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                      |                   |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>( 生 年 月 日 )                                                                                                                                       | 略 歴、地 位、担 当 及 び<br>重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                                                          | 所有する当社<br>の 株 式 数 |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 3          | あ  さ い   か つ じ<br>朝  井   克   司<br>(昭和32年4月10日生)                                                                                                          | 昭和56年 4 月  蝶理株式会社入社<br>平成20年12月  当社入社<br>当社業務部次長<br>平成22年11月  当社取締役業務本部長<br>(現在に至る)                                                                                         | 7,100株            |
|            | <b>【取締役候補者とした理由】</b><br>朝井克司氏は、繊維商社勤務の経験があり、平成22年に取締役就任後は国内・国外の仕入業務全般について豊富な経験と高い見識のもとに当社の企業価値の向上に貢献されていること、社内外問わず人望厚く申し分ないことから、引き続き取締役の候補者といたしました。      |                                                                                                                                                                             |                   |
| 4          | や ま も と   や す よ し<br>山  本   康   義<br>(昭和32年12月23日生)                                                                                                      | 昭和56年 4 月  ユニチカ株式会社入社<br>平成11年 4 月  ユニチカテキスタイル株式会社<br>(現ユニチカトレーディング株<br>式会社) 分社により転籍<br>平成21年10月  当社入社<br>当社経営企画室長<br>平成22年 2 月  当社企画部次長<br>平成22年11月  当社取締役企画本部長<br>(現在に至る) | 7,300株            |
|            | <b>【取締役候補者とした理由】</b><br>山本康義氏は、繊維メーカー勤務の経験があり、平成22年に取締役就任後は、新商品企画・品質管理全般について豊富な経験と高度な専門性を発揮され当社の企業価値向上に貢献されていること、社内外問わず人望厚く申し分ないことから、引き続き取締役の候補者といたしました。 |                                                                                                                                                                             |                   |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>( 生 年 月 日 )                                                                                                                                      | 略 歴、地 位、担 当 及 び<br>重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                                                                                   | 所有する当社<br>の 株 式 数 |
|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 5          | しんたに きん や<br>新 谷 欣 哉<br>(昭和38年6月20日生)                                                                                                                   | 昭和61年4月 広島トヨペット株式会社入社<br>昭和62年10月 当社入社<br>平成14年9月 当社営業部次長兼営業第三課課<br>長<br>平成15年9月 当社営業部次長兼マーケティング<br>グ室室長<br>平成16年9月 当社営業部次長<br>平成18年12月 当社営業部部長<br>平成25年9月 当社営業本部長<br>平成26年11月 当社取締役営業本部長<br>(現在に至る) | 6,200株            |
|            | <b>【取締役候補者とした理由】</b><br>新谷欣哉氏は、入社以来営業として大変優秀な成績を残しており市場を知悉していること、平成25年9月からは営業本部長として十分に能力を発揮し当社の企業価値向上に貢献されていること、社内外問わず人望厚く申し分ないことなどから、引き続き取締役候補者いたしました。 |                                                                                                                                                                                                      |                   |
| 6          | ※ とく え た け し<br>徳 江 健 氏<br>(昭和42年2月26日生)                                                                                                                | 平成元年4月 当社入社<br>平成20年9月 当社総務部次長<br>平成27年9月 当社管理本部部长<br>(現在に至る)                                                                                                                                        | 13,102株           |
|            | <b>【取締役候補者とした理由】</b><br>徳江健氏は、入社以来営業部、総務部において会社業務全般について豊富な経験と知識を有しており、その経験を活かして当社の企業価値向上に貢献されていること、社内外問わず人望厚く申し分ないことなどから、取締役候補者いたしました。                  |                                                                                                                                                                                                      |                   |

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間にはいずれも特別の利害関係はありません。
2. 徳江健氏(※)は、新任の取締役候補者であります。
3. 徳江健氏の「所有する当社の株式数」は、従業員持株会における持分を含んでおります。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は、監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                                                        | 略歴、地<br>位、担<br>当の状<br>況                                                                                                                      | 所有する<br>株式数 |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 1     | おぎの かずたか<br>荻野 和 孝<br>(昭和25年9月30日生)                                                                                                                                                                                 | 昭和49年4月 株式会社毎日新聞社入社<br>昭和58年4月 伊藤忠テクノサイエンス株式<br>会社入社<br>平成4年11月 当社入社<br>平成6年10月 当社業務部次長<br>平成7年11月 当社取締役業務本部長<br>平成22年11月 当社常勤監査役<br>(現在に至る) | 20,200株     |
|       | <p>【監査等委員である取締役候補者とした理由】</p> <p>荻野和孝氏は、平成7年に取締役に就任以降、業務本部長として豊富な経験を有しており、当社の事業に精通しており、平成22年に監査役に就任後は、常勤監査役として高い見識に基づき取締役会のほか、経営会議等の業務執行に関する重要な会議に出席し積極的に意見を述べております。また、社内外問わず人望厚く申し分ないことから、監査等委員である取締役候補者いたしました。</p> |                                                                                                                                              |             |

| 候補者<br>番号                                                                                                                                                                                            | 氏 名<br>( 生 年 月 日 )                      | 略 歴、地 位、担 当 及 び 況<br>重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 所 有 す る 社 会 株 式 数 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 2                                                                                                                                                                                                    | しろ み こう い ち<br>城 見 浩 一<br>(昭和30年3月14日生) | 昭和56年10月 アーンストアンドウィニー会<br>計事務所入所<br>昭和60年 8 月 公認会計士登録<br>平成 9 年 9 月 新日本アーンストアンドヤン<br>グ株式会社取締役<br>平成13年 3 月 税理士登録<br>平成14年 8 月 新日本監査法人転籍<br>平成15年 1 月 新日本監査法人退職<br>平成15年 2 月 城見税務会計事務所開設<br>所長就任<br>(現在に至る)<br>平成16年 6 月 株式会社スーパーアルプス社<br>外監査役<br>(現在に至る)<br>平成16年 8 月 小津産業株式会社社外監査役<br>(現在に至る)<br>平成19年 5 月 アズフィット株式会社社外監査役<br>(現在に至る)<br>平成23年11月 当社社外監査役<br>(現在に至る) | 一株                |
| <b>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】</b><br>城見浩一氏は、公認会計士及び税理士として専門的な知識を有しており、他の会社の<br>取締役として企業経営についての豊富な経験と幅広い見識を有しているほか、他の会<br>社の社外監査役としての経験を有しております。それらの経験を当社の監査等に活か<br>していただきたいため、監査等委員である社外取締役の候補者といたしました。 |                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                   |

| 候補者番号                                                                                                                                                | 氏名<br>(生年月日)                         | 略歴、地<br>位、担<br>当の状<br>況                                                                                                                                                                                                                | 所有する社<br>数の株<br>式数 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 3                                                                                                                                                    | ※<br>みしまこうた<br>三嶋浩太<br>(昭和52年8月31日生) | 平成12年4月 株式会社野村総合研究所入社<br>平成14年1月 日興コーディアル証券株式会<br>社(現SMB C日興証券株式会<br>社)入社<br>平成18年11月 株式会社ネクスト21入社<br>平成19年4月 同社取締役<br>平成20年8月 株式会社ツバルの森(現株式会<br>社アネモイ) 代表取締役<br>平成28年4月 合同会社moimoi代表社<br>員<br>(現在に至る)<br>(重要な兼職の状況)<br>合同会社moimoi代表社員 | 79株                |
| <p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】</p> <p>三嶋浩太氏は、他の会社の取締役や代表取締役として、企業経営についての豊富な経験と幅広い見識を有しております。それらの経験を当社の監査等に活かしていただき<br/>たいため、監査等委員である社外取締役の候補者いたしました。</p> |                                      |                                                                                                                                                                                                                                        |                    |

- (注) 1. 三嶋浩太氏(※)は、新任の監査等委員である取締役候補者であります。
2. 三嶋浩太氏は、株式会社ツバルの森(現株式会社アネモイ)の創業者で、同社の顧問を兼務しており、当社は同社より、投資家向け広報活動の支援を受けておりましたが、平成28年8月31日をもって契約を終了いたしました。なお、第67期における当社から同社への支払額は、年間3,550千円であり、独立性に問題はないものと判断しております。その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 城見浩一氏及び三嶋浩太氏は、社外取締役候補者であります。
4. 城見浩一氏は、現在当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。
5. 当社と城見浩一氏は、現行定款第37条に基づき社外監査役として、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。第2号議案「定款一部変更の件」及び荻野和孝、城見浩一及び三嶋浩太の各氏の選任が原案どおり承認された場合、当社は、各氏との間で、当該契約と同等の内容の契約(ただし、損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額となります。)を新たに締結する予定であります。

6. 当社は、城見浩一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。なお、同氏の選任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。また、三嶋浩太氏につきましても、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合は、当社は同氏を独立役員として指定する予定であります。

#### 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬等の額は、平成26年11月27日開催の第65期定時株主総会において年額200百万円以内と決議いただき、今日に至っております。

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の報酬等の額を年額200百万円以内とすること、及び各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつきお諮りするものであります。

なお、取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は6名であります。第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の員数は6名（内、社外取締役0名）となります。

本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

#### 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額40百万円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつきお諮りするものであります。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役の員数は、3名（内、社外取締役2名）となります。

本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

## 第7号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決された場合、当社は、監査等委員会設置会社となり、監査役全員は、定款変更の効力発生時をもって任期満了となります。また、取締役大野和城氏は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されます。つきましては、任期満了により取締役を退任される大野和城及び監査役を退任される荻野和孝の両氏に対し、その在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等につきましては、退任取締役である大野和城氏については取締役会にご一任願いたいと存じます。また、退任監査役である荻野和孝氏については、監査等委員である取締役に選任予定でありますので、第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認されることを条件として、その贈呈の時期は監査等委員である取締役の退任時とさせていただき、その具体的金額、方法等につきましては、監査等委員である取締役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任取締役及び退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

| 氏 名     | 略 歴                       |
|---------|---------------------------|
| 大 野 和 城 | 平成8年11月 当社取締役<br>(現在に至る)  |
| 荻 野 和 孝 | 平成22年11月 当社監査役<br>(現在に至る) |

以 上

## インターネットによる議決権行使についてのご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使して下さいますようお願い申し上げます。

### 記

1. インターネットによる議決権行使は、当社が指定する議決権行使ウェブサイト (<http://www.e-sokai.jp>) をご利用いただくことによつてのみ可能です。インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードが必要となりますので、ご確認下さい。（議決権行使ウェブサイトは、一部の携帯電話端末（スマートフォン等）を用いる場合を除き、携帯電話を用いたインターネットではご利用いただけませんのでご了承下さい。）
2. インターネットによる議決権行使は、株主総会前日の平成28年11月24日（木曜日）午後5時30分まで受付いたしますが、お早めに行使されるようお願い申し上げます。
3. 議決権行使書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効とさせていただきます。
4. インターネットによつて複数回数、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効とさせていただきます。
5. 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の、プロバイダへの接続料金、通信事業者への通信料等は株主様のご負担となります。
6. 議決権行使ウェブサイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。
  - ① インターネットにアクセスできること。
  - ② 画面の解像度が横800×縦600ドット（SVGA）以上であること。
  - ③ インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft®Internet Explorer Ver.5.01 SP2 以降を使用できること。
  - ④ ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用することができること。

※Microsoft及びInternet Explorerは、米国 Microsoft Corporationの、米国、日本及びその他の国における登録商標又は商標です。

以 上

### 《インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ》

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせ下さいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 日本証券代行(株)代理人部 ウェブサポート専用ダイヤル



® 0120-707-743

午前9時から午後9時までお受けいたします。

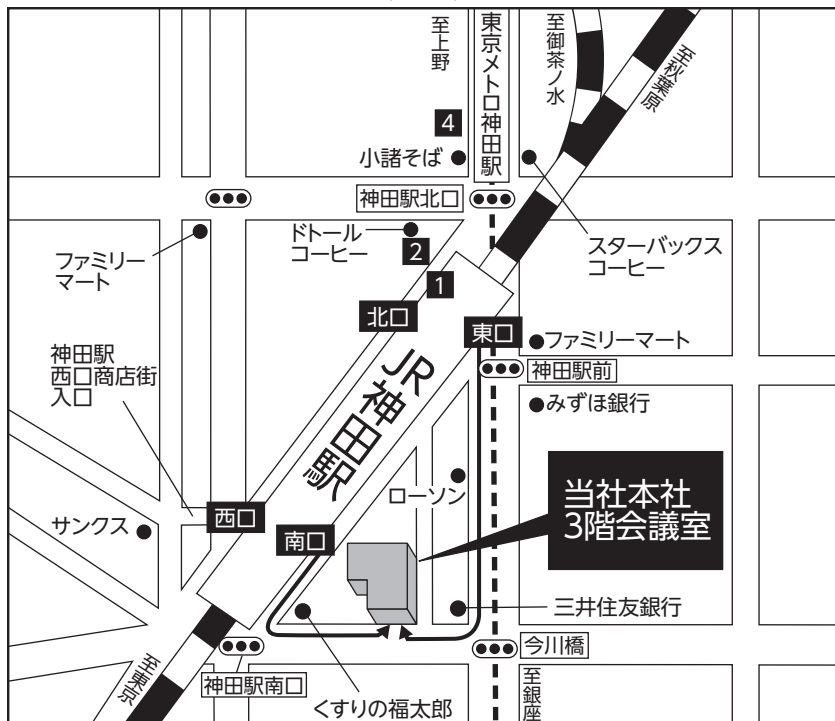
（土曜・日曜・祝日も受付）

メ モ

メ モ

# 株主総会会場ご案内図

会場 東京都千代田区鍛冶町二丁目1番10号  
 当社本社 3階会議室  
 T E L 03(5289)8200



- J R線「神田駅」 南口出口 徒歩2分  
 東口出口 徒歩3分

- 東京メトロ 銀座線「神田駅」 1番出口 徒歩4分  
 上記ご案内図中の①～④は東京メトロの神田駅出口です。

<ご注意>

駐車場のご用意はいたしておりませんので、あらかじめご了承下さいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい  
 ユニバーサルデザインフォント  
 を採用しています。

